

広島県告示第四百六十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年五月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県福山市佐波町、同市神島町及び同市丸之内一丁目地内				
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	区域の名称	土砂災害特別警戒区域
	東小屋（三四七二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	東小屋（三四七二）	急傾斜地の崩壊
	佐波町（七三四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	佐波町（七三四）	急傾斜地の崩壊
	瀬谷（七三三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	瀬谷（七三三）	急傾斜地の崩壊
	日和谷（四八七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	日和谷（四八七）	急傾斜地の崩壊
	佐波町（七七一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	佐波町（七七一）	急傾斜地の崩壊
	日和谷（四八七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	日和谷（四八七）	急傾斜地の崩壊
	佐波町（七七一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	佐波町（七七一）	急傾斜地の崩壊
	佐波（四三一一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	佐波（四三一一）	急傾斜地の崩壊

区域の表示及び法規
 第九条第二項に
 定する土砂災害警
 戒区域等における
 土砂災害防止対
 策の推進に関する
 法律（平成三十
 三年政令第八十
 号）で定める事
 項

佐波（六七 四三―二）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	佐波（六七 四三―二）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
東小屋（二三 四七―一 ）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	東小屋（二三 四七―一 ）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
佐波（六七 四三）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	佐波（六七 四三）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
佐波（二一 〇七）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	佐波（二一 〇七）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
明王台下（ 五四―一）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	明王台下（ 五四―一）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。